

代理販売契約書

_____（以下「甲」という）と、株式会社 J-SOYS（以下「乙」という）は、甲が著作権を保有する商品の販売につき、以下のとおり、代理販売契約（以下「本契約」という）を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、商品（以下「本件商品」という）の販売に関し、乙を代理店と定め、乙は、第 2 条記載の条件に従い、本件商品を甲の代理人として販売する。

（販売条件）

第 2 条 乙は、甲に販売価格を予め決定し提示した価格にて、本件商品を甲の代理人として販売するものとし、買主と売買契約を締結するものとする。
2 本件商品の買主に対する引渡しは、乙が行うものとする。甲は、乙に本件商品を交付して、乙において買主に対して本件商品の引渡しをさせることができるものとする。
3 本件商品の代金は、乙が受領するものとする。
4 乙は、本件商品の販売数量・販売代金などの販売状況を、販売期間終了後の 10 日後までに、甲に対し「仕切り書」として報告し、第 3 条の手数料を差し引いた販売代金の残額を翌月末日までに、乙の指定する方法にて甲に対して送金する。

（手数料の支払）

第 3 条 甲は、第 2 条第 4 項に基づき、本件商品の代金の販売手数料として、乙に対し、本件商品の代金の 30% を手数料として支払う。

（許諾）

第 4 条 甲は乙に対し、本件商品の販売を目的とし、甲の商品の著作（以下「本件著作」という）を無償で使用する権利を許諾する。（例：販売促進用ポスターやイベントの様子などを写真撮影などを想定）
2 乙は、本件著作を甲の指示にしたがい、本契約の目的のためにのみに使用する。

（商品不具合）

第 5 条 乙は買主に対し商品を販売後、買主より商品に不具合があった場合の報告がなされた場合、商品の在庫より交換または、販売の取り消しし返金の対応を行う。その場合の不具合の確認は乙の判断で出来るものとする。

（権利の譲渡禁止等）

第 6 条 甲および乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ないで、本契約に基づく権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させまたは担保に供してはならない。

（解除）

第 7 条 甲または乙が、以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告および自己の債務の履行の提供をしないで、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。
(1) 本契約の 1 つにでも違反したとき
(2) 乙が第 2 条 4 項の販売状況の報告につき、甲に対して虚偽の報告をしたとき
(3) そのほか、資産、信用または支払能力に重大な変更を生じたとき

（合意管轄）

第 8 条 甲および乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（協議事項）

第 9 条 本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲
住所
名称

乙
場所：東京都港南青山 2-2 5-1 5
WinAoyama ビル UCF917
名称：株式会社 J-SOYS
代表取締役 岡林 聖矢

